

子ども用衣料(ひもの安全基準)の JIS を制定公示します

- 子ども服のひもの引っかかりによる事故の減少を目指して -

平成 27 年 12 月 21 日

日本工業標準調査会(JISC)の審議・議決(平成 26 年 4 月)に基づき、平成 26 年 6 月に「案」として公表しました JIS L4129^{よいぶく}(子ども用衣料の安全性 - 子ども用衣料に附属するひもの要求事項)を、1年半の周知期間を経て正式に制定公示します。子ども服のひもに起因する事故の未然防止を図るため、年齢層別・身体部位別にひもの有無、長さの制限などを規定しました。

1. 制定の背景及び規格概要

我が国において、子ども服のひもに起因する事故事例は公的には報告されていないものの、東京都が1～12歳までの子どものいる都内在住の世帯に対して行った過去のアンケート調査によると回答者(1,162人)の77%が「危険を感じたことがある」と回答しており、主な原因が「ひもの引っかかり」によるものでした。欧米では子ども服のひもに起因する死亡事故が発生しており、事故の防止のため公的な規格が制定されております。我が国でも子ども服のひもに起因する事故の未然防止を図るため、より安全性を考慮した子ども服が流通するよう、本 JIS を制定しました(別紙参照)。

2. 普及活動

子ども服はシーズン物(春夏用、秋冬用)に合わせて企画から製造・販売までおよそ1年かかり、JIS に対応するまでにある程度の時間が必要と考えます。また、子ども服メーカー・輸入事業者の多くは中小・零細企業であり、普及・周知にも相当期間が必要となります。このため、JIS 案の公表から約1年半の周知期間(平成 26 年 6 月～平成 27 年 12 月)を設け、この間、メーカー、消費者などに向けた説明会の開催、当該 JIS 解釈の Q&A 集の公開などによる普及活動を進めてきました。

3. 制定による期待効果

今回、JIS として制定することで、今まで各団体やメーカーごとに定めていたルールが統一的なものになり、より安全性に配慮された子ども服が流通し、消費者が安心して購入することが出来るとともに消費者の安全に対する意識の向上が期待されます。生産者・消費者相互の安全に対する意識の向上が、「ひもの引っかかり」による子どもの事故の未然防止につながると考えます。

JIS 自体は任意規格ですので、法的強制力を持つものではありません。

JISC の HP (<http://www.jisc.go.jp/>) から、L4129 で JIS 検索すると本文を閲覧できます。

【担当】経済産業省 産業技術環境局 国際標準課(03-3501-9277、内線 3423 ~ 3425)

(課長)福田 泰和 (補佐)永田 邦博 (係長)星 純

経済産業省 製造産業局 繊維課

(課長)寺村 英信 (補佐)松田 正樹

よ い ふ く
JIS L4129で規定するひもの規定事項例

(一部抜粋)

(13歳未満が着用する子ども服が対象)

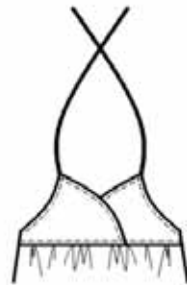
<頭、及び首まわりのひも>



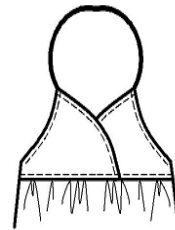
×



×



×



○

垂れ下がっているひもがあってはならない。

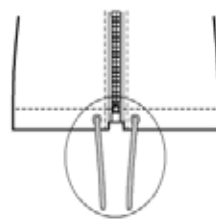
<背中ひも>



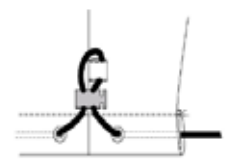
×

後ろから出たり、後ろで結ぶひもがあってはならない。
(結びベルト又は帯は除く。)

<すそのひも>



×



○

股から下にある衣料のすそに、垂れ下がったひもがあってはならない。
(例：上着、ズボンの裾)

×：許容できない例

○：許容できる例